

## 平成30年度 第3回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

平成31年2月6日(水) 18:00~18:40

福岡市役所 15階講堂

### 2 出席者

(委員) 村上委員長, 八尋副委員長, 坂井委員, 笹山委員, サーズ委員,  
田中委員, 堤田委員, 藤本委員

(事務局) 経済観光文化局 高島局長

天本理事

宮原国際経済・コンテンツ部長

横島まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

執行にぎわい振興係長, 井上

保健福祉局

宮尾食品安全推進課長

住宅都市局

篠崎みどり運営課長

道路下水道局

西村路政課長

博多区

薄維持管理課長

中央区

倉岡道路適正利用推進課長

### 3 議題

(1) 会議の公開について

(2) 1次審査(筆記試験)の結果等について

(3) 2次審査(書類審査・面接審査)の進め方等について

### 4 議事

(委員長)

それでは始めたいと思います。

まずは確認をさせていただきたいと思います。前回の選定委員会では当初、試験の結果につきましては審査部会で決めていくというような話で進めていましたが、委員の方から、それは委員会で最終確認をして決定した方がよろしいであろうということで、今回の委員会を開いたという形になっています。何か問題があつて開いた訳ではありませんので、誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。

(1) 会議の公開について

(委員長)

それでは議事次第を見ていただきまして、まず「会議の公開について」というところ  
です。

今回は筆記の試験結果について、どこまでの方を合格にしていくのかということ  
を審議する場です。個人情報というのとはなるべく出ないようにしたいですが、受験され  
る方の総数が前回と比べてかなり少なく、質問の内容によっては個人が特定されると  
いうようなケースも出てきますので、質問の内容によってはお答えできないというこ  
とが実際あるかもしれませんが、できるだけ公開ということで事務局にもお話をさせ  
ていただいています。

基本的には公開という形で進めたいと思いますので、その方向でよろしいかどう  
かまず確認させていただきますが、いかがでしょうか。

—委員から異議なし—

それでは、公開という形で進めさせていただきたいと思います。

## (2) 1次審査（筆記試験）の結果等について

(委員長)

それでは(2)の「1次審査（筆記試験）の結果等について」ということですが、  
ども、これにつきましては、審査部会を代表しまして八尋委員から、どういう議論が  
あったのかについてご報告をお願いしたいと思います。

(部会長)

先日実施されました1次審査（筆記試験）の結果を踏まえまして、昨日審査部会  
で協議を行いましたので、そのことについて報告したいと思います。

初めに審査部会の体制についてなんですが、部会長は私が務めさせていただくこ  
とになりまして、副部会長については坂井委員にお願いするということになりました。  
どうぞよろしくお願いたします。

以下、部会長として資料に沿って説明したいと思います。

お手元の資料をご覧くださいながら、ご説明できればと思いますが、1次審査の結  
果概要についてです。資料1をご覧くださいればと思いますが、まず試験概要につ  
いてなんですが、応募人数は22人で、このうち筆記試験を受験されたのが20人とい  
うことで、当日2人が欠席されたということになっています。また、筆記試験は90分  
で50問、100点満点で実施しています。配点は、関係法令遵守に向けた取組みが80  
点、それから屋台の魅力向上に関する質問が20点ということになっています。

試験の結果概要についてですが、平均点81.1点、最高点が100点、最低点が44点  
ということになっています。

次に審査部会での協議結果についてですが、部会長、副部会長を選出した後に、1  
次審査の通過条件について協議しております。審査部会では2つの案で検討していま  
す。

まず案1ですが、分布の図を資料1の左下に表示しておりますが、ご覧いただくと、平均点の9割以上、73点以上を通過する案で、この案で決定した場合、17人が通過することになります。

次に案2ですが、平均点の8割、65点以上を通過とする案で決定した場合、19人が通過するということになっています。

以上について議論しまして、案1か案2かということで検討しました。具体的には点数の分布を考慮したのですが、もう1つがですね、具体的にどのような内容かということで、試験の中身まで考えまして、屋台の営業に係る基礎知識の理解があったかどうか関係法令について検討したところ、下から44点の方と67点の方、70点の方を見た場合に、44点の方がどうしても法令遵守のところは半分以下ということで、理解度が非常に低いというようなことになっておりました。

それから67点の方と70点の方は、関係法令のところは8割から7割は取れておりましたので、そういう意味では、どこで線を引くかというようなことも考えました。

それともう1つ、競争率もある一定必要かなと思ひまして、結局14屋台を選ぶということになりますので、補欠の確保も考慮する必要があるかと思ひまして、結果的には案2でどうかというようなことで、審査部会で決定したということになります。

これにより、応募者22人のうち1次通過者数は19人、受験されなかった方が2人いらっしゃいますので、合わせると非通過者3人ということになります。

事務局より関係機関への照会等の結果、この全ての通過者については、応募資格を満たしているというような確認ができたということのご報告を、そこで受けています。

次に資料右上をご覧いただきたいのですが、これは営業希望場所の内訳ということになります。上の段が募集場所数と1次審査前の希望者数、22の方がどこを希望したかというのを載せております。

そして1次審査後に、案2にした場合どのような結果になるかということで出したものが下になります。これで見ると希望者が多い地区というのは、天神中央地区と清流公園の2箇所、競争倍率で見ると、天神中央地区のみが14倍で2桁を超えている状況ということになります。また希望者が少ない地区というのは天神東と長浜というような結果になっています。

ただし、皆さまご存じのとおりと思ひますが、今回の希望場所については、あくまでも事前調査ということになっており、1次試験を通過された方が場所ごとの希望者数や倍率を参考にして、最終的には希望場所を選択するということになっています。その際に、競争率が高い地区から低い地区に移られるなど、競争率がある程度、それを通して平準化されていくんじゃないかと考えています。

報告は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

今ご説明がありましたように、試験の結果の分布の中で、一応第2案「平均点の8割 65 点以上」を合格にしてはどうかというような審査部会での協議結果のご報告だったと思います。

それから、右側の資料で、実際に合格した人だけのデータで見たところ、天神中央が倍率が高くて、長浜については結局、希望者がいなくなっているということだったと思います。

今の内容につきまして、委員の皆さまで質問なりございましたら、忌憚のない意見をいただければと思います。どなたかありますか。

(委員)

1次審査前に長浜地区に少ないながら1人希望があったんですが、1次審査後では0になっています。これは希望を取り下げられたということですか、それとも何か理由があれば。

(委員長)

これは事務局の方からお願いします。

(事務局)

今の質問ですけれども、当初長浜地区を希望されている方が1人いたけれども、1次審査後には0人になっているということですが、長浜地区を希望されていた方につきましては、当日1次審査を受験されなかったという状況になっています。以上でございます。

(委員長)

他にご質問ありませんか。

今の説明の中で、若干加えさせていただきたい点がございます。

今回は、場所で1人決定する訳ですけれども、それ以外に補欠に当たる方も採用しようということで、選定をしております。その意味では、第1案よりは第2案、しかも法令に関してある程度の理解があるというところで線を引くということで、第2案の方向に進んだいったらどうかということだというふうに説明を、審査部会では行ったというふうに記憶しています。

そういうことで、第2案で今のところ進めさせていただいてもいいのかなというところで、皆さまの質問もあまり出てこない状況ですが、第2案で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(委員)

この審査部会での審議、審査について、部会の方にご苦労があったと思います。

私今回の説明いただいた中で、結論としては2つポイントがあったとっていて、法令遵守に関する得点がどうなのかということ、もう1つは競争性の担保と、その2点だったと思います。

今回に関してはそういうことを踏まえて、これでいいのではないかと思うわけですが、今後、例えば毎回こういう理念でやっていくことになるのか、あるいはなかなか実践的な経験がない中で、今後のことを踏まえて、こういうふうにした方がいいのではないかというような話があったのかなかったのかということをお教えください。

(委員長)

部会長の方からお願いします。

(部会長)

筆記試験は試験問題としては良かったんじゃないかと思います。基本的なことを聞いたうえでやっていくという。ただ、様々な意見もありまして、もう少し外国人にもわかるような形でやる、そういう方向もあるんじゃないかという意見もありまして、もうちょっと広く時間をとって公募するという形もあるかなとは思っています。

ただ今後どう進めていくかについては、まだ詳しい議論はしていません。

(委員)

そうしたら意見ですけれども、これを見た時に協議の中で実際にこういう試験を経て、採点を経て、こういうふうな決定をされたという中で議論されたというのはすごくご苦労だったと思いますけれども、片や一方で見ると毎回、何点取ったら1次を通過するのとかですね、そういうところの絶対的な評価があって、いろんな環境を踏まえて、公募状況も踏まえての相対的な総合的な判断になっていくのかなと思っています。

まとめると、受験された方、あるいは結果を見られる方がわかりやすいようなところを目指して、我々委員も当然知恵を絞っていく所存でありますけれども、ちょっと検討してほしいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

若干説明を加えさせていただきますと、1次審査の結果は、2次には基本的には持ち越さないという方針で進めることでやっています。

ここで言うと、法令に関して80点のうち8割はほしいというのが書類を書く上で、最低限それぐらいの方だったらちゃんと書類が書けるんじゃないかなという1つの目安として、今回は入れさせていただいているというふうな理解をしていただいてもいいのかなと思います。

そういう意味では、問題の内容によってまた変わったりしますので、今回私たちからすると平均81点というのは結構高い点数かなというふうには正直思っています。満点が出るとはちょっと思っていなかったんですけれども。

そういうことでは、やはり前回問題が発生して試験をしましたが、それと同じように、応募された方は一所懸命勉強されているというふうには思います。

実はここにあるのが、事前に配布された資料なんですけど、この中から問題が出ています。全く範囲が決められていないわけではないということで、範囲が決められていて、この資料から問題が作成されていますので、応募されている方もある程度勉強しやすい状況にはあります。

そういう中で、委員が言われましたように、人数が増えるとどうしても点数は幅が出る可能性はあるかなど。場所の数が少なくなればなるほど倍率は非常に厳しくなるということであれば、今回は前回と比べて逆の発想があって、応募者数が思った以上にいないという中でも、一応ちゃんとしたルールを守って、学習もきちんとやれて、面接含めてある程度、こちらから質問しても答えられるような状況にあるという判断をしているというような理解をしていただいてもいいのかなと思います。

本当に、例えば9割以上取ってないと駄目とかいうような、ある程度の基準が示されるのが一番いいと思うんですけども、これは数回やっていかないと基準というのはなかなか見つからないのかなと思います。そういうところを今後、次の方々に検討をしていただきながら、ある水準を決めていただくということも1つの方法かなど。そして何度も言うようですけども、これはあくまでも1次審査を通過するための試験ということであって、これに基づいて評価が全部決まるわけではないということをご理解いただきたいなと思います。

ということで、第2案で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ー委員から異議なしー

それでは、第2案で進めるということでご了承いただいたということで承認とします。

### (3) 2次審査（書類審査・面接審査）の進め方等について

(委員長)

それでは次の案件に参ります。今度は2次審査について、書類審査・面接審査の進め方について、審査部会の方からご説明をお願いしたいと思います。

(部会長)

それでは資料2をご覧くださいと思います。

2次審査の書類、それから面接審査の進め方について審査部会で協議した内容を報告いたします。

まず書類審査についてなんですけど、配点は100点満点、審査時期は3月1日から4月3日までになります。審査担当は審査部会6名全員ということになります。また採点方法は、6名が採点し、最高点と最低点を除外した、残りの4名の点数の単純平均により点数を決定するということになりました。

なお、前回の選定委員会において、南原委員には、食品衛生協会会長というお立場からアドバイスをいただくということになっており、審査部会で審査を進める上で、

食品衛生について疑義が生じた場合に、適宜ご相談をさせていただくことで審査に関わっていただければと考えています。

次に面接審査についてですが、配点は50点満点、それから審査時期は4月5日から4月19日の間で行いたいというふうに思います。面接時間ですが、前回公募の際には15分程度だったことから、やはり短いという意見がありまして、1名あたり30分で行いたいというふうに考えています。

計画の内容の説明に加えて、しっかりと人物評価等を行いたいというふうに考えています。

審査担当は、審査部会6名のうち3名で面接を行うことにしたいと思っています。採点方法は面接官3名で採点して、合議により点数を決定するというようにしていきたいと思っています。

それからスケジュールなんですが、全体スケジュールについて資料2の下を見ていただきたいんですけども、本日の選定委員会で1次審査通過者が決定いたしましたら、事務局より速やかに応募者への結果通知を行っていただきます。1次審査通過者には2月末までに営業計画書等の提出を求めるとともに、屋台組合の協力の下、希望者による屋台従事体験を実施していただくということで予定しています。

書類審査、それから面接審査については、審査部会において、ご説明した内容で行いまして、4月下旬に開催され、そして選定委員会で結果をご報告させていただくというような運びで進めていきたいというふうに思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

今の説明では、2次審査以降まず書類の審査を行うということで、説明があったかと思えます。前は2つのエリアに分けて委員がそれぞれ分担をしたという形になっています。それぞれの委員がそれぞれ採点をして、平均をとるということをしてるんですけども、今回は全員6名で、全ての案件につきまして評価していこうというようなやり方をしています。

それで資料に書かれていますように、最高点と最低点をつけている方のものを外して、4名の方の平均点で点数をつけていこうというようなやり方をしたいというご説明であったかと思えます。

それから面接に関しては、審査部会のメンバーのうち3名で1人30分程度で面接を行うと。点数的には50点という形をとっています。前回中洲地区でやられたような加点方式ですね、今回は加点方式という形で審査の全体をまとめていくというような形で進めていくことにご理解をいただければと思います。

以上の内容につきまして、委員の方の中で質問なり、あるいはご意見がある方いらっしゃいますか。

はい、どうぞ。

(委員)

天神東地区と長浜なんですけども、倍率が1倍を切っていますよね。0だったり0.5倍なんですけれども。これで2次審査を進まれて、例えば何点以上じゃないと、倍率は1を切ってますけれども、合否というのはしっかり基準があって、そういうので合否を決めるということになるんでしょうか。

(委員長)

これは私の方からご説明しますと、資料1のところですね、倍率がありますけども、これはあくまでも事前にどの場所がございますかということをお聞きした倍率です。これらはこの倍率に基づいて本当にどこでやるのかを、もう1度入れていただく。それが最終の倍率になります。ですので今ここで見ると長浜がゼロになっているかもしれませんが、これを見て、ぜひとも屋台をやりたい、そして自分の点数が少し低いかもしれないけどチャンスがあったらやってみようという方も出てくる可能性があるかと思えます。ということでまだ実質の倍率ではありません。なので実際にこれから審査の際に提出されるものから、最終の真の倍率が決まるという形になりますので、それを見た上での判断をしないと、この時点でまだ判断できないという状況をご理解いただけるかと思えます。今言われたように、場所ごとによって、点数と言いますか、差が出てくる可能性は否定できないと思ってます。やはり倍率が高いものが点数が高くなったということはある程度想定できるものですが、その辺は実際にふたを開けて見ないと分からないというのが現状だと思います。

(委員)

そうすると倍率が変わることはあるかと思うんですけども、仮にそれでも1を切った場合、点数は倍率によって上下があるかもしれませんが、最低基準といいますか、仮に倍率が1を切ったとしても、最低基準を満たしてないと合格しないということはあるのでしょうか。

(委員長)

それは審査部会の考え方になりますので、八尋委員の方からお願いします。

(部会長)

やはりちゃんと自分で理解されているかどうかというのと、やる気の問題というのものもあるかと思えます。屋台を継続してできるような体力なり気力なりも判断基準に入るかと思えますので、それらを総合的に判断した上で順位をつけ、最終的に100点と50点ありますが、150点の中で順位をつけていきたいというふうに考えています。

(委員)

そうすると順位つけられる状態であればいいんですけども、1人だと順位はつかないですね。例えば何点以上ないとすぐにでも上げるのか、それとも1人であればある程度の基準に達していればどうするのか、その辺が。今からでしょうけれども。

(部会長)



全くやる気がなさそうだとか、これは無理だという判断をすれば、当然そこはゼロである可能性はあります。

(委員長)

これは個人的な意見ということでお聞きいただければと思うんですが、今回1次審査で試験をして、ある程度文章を含めて書けるという判断をした方が2次に上がっているんで、余程ひどいものを作らない限りは、ある程度のものがきっちり書けるというように判断をしたということになりますので、そんなにひどいような点数が出てくるという想定はしていないというのが事実です。

ただ言われるとおりに倍率がゼロで、誰もいないから私行きますと、それがものすごく点数低いというケースにつきましては、おそらく審査部会を経て選定委員会に上げてどうするかの判断を仰ぐという形になりますので、審査部会で決定したことがそのまま通るわけではなくて、ここが最終の決定権をもっている機関ですので、ここで議論していただいて決めるという形になっていくんだらうとおもいます。

その点、原案が2案ぐらいい出てくる可能性があるという認識で理解していただければと思います。

(部会長)

今回受けられた方に関して、問題50問あったんですけども、かなり勉強されているという印象を受けました。そういう意味では前回以上にやる気のある方が応募されているという印象を持っておりますので、そういう意味では、先ほど話した全くやる気のない人はいないよというような話ではなくて、十分やるに耐えうる資質と能力をお持ちの方が応募されているんじゃないかというふうに思います。

もちろん今から面接の中で確認していきたいと思います。

(委員長)

ちょっとつけ加えさせていただきます。

2次審査に関してなんですけれども、この中に収支計画の項目があります。これについてすべての方に独自に判断をしていただくというのは、非常にリスクがあるかもしれないということで、一応委員長、副委員長の方で、ある程度基準を作りまして、それを皆さんに提供して、それを参考にして評価をするというような形で評価がしやすいようなサポートを入れようということで、昨日の審査部会でも話をしています。

先ほどの南原委員のサポートというのもそういうところで、審査をするためのある程度サポート的な基準を示していただきながら委員が審査をしていくということですので、独断的意見でやっている訳ではなくてある程度の基準を持って書類審査を行うというふうに理解をしていただければと思います。

ほかの方でご質問ございますか。

はい、どうぞ。

(委員)

面接審査についてのところで、審査担当、下から2つ目です。

審査部会6名のうち3名で面接というところの考え方と固定のメンバーでしょうか、ちょっとそのあたり経過も含めて教えていただけますか。

(部会長)

1人30分となると、2日、3日になる可能性が非常に高く、そういう意味では私と委員長2人は必ず出ようというふうに思っています。学識経験者ばかりではどうしても意見が偏る可能性がありますので、市民の方に入っていただこうと思って、笹山さん、サーズさんにも参加いただくということで、池内委員にも入っていただくというような形で、その都度どなたかが入ってもらう形で、3人の合議という形を考えているところです。

(委員長)

本当は1人の方がずっと入るのが一番いいんですが、日程が詰まっていて3日間入るとするのは非常に難しいというご意見もありまして、かといって学識経験者だけで判断するのもリスクがあるということで、最低1日はいただきたいというような話になっています。

他にご質問ないでしょうか。

(委員長)

まとめますと、八尋審査部会長から説明がありましたように、書類審査については100点満点で、それぞれサポートのものを入れた形で審査をし、そしてその点数については、最高点と最低点を外した4人の平均点でまず書類の審査の点数を決めていく。

その上で50点満点で面接3名で話し合い、その場で何点にするかを決めていく。それを審査部会にまずかけて、その上で選定委員会に諮って決定するというという手順なんですけど、このやり方でよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

それでは、このやり方で進めさせていただきたいと思います。

## ※ その他について

(委員長)

実は屋台の視察と言うんでしょうか、そういうものをやっていますのでそれを詳しく八尋さんの方からご説明いただきたいです。

(委員)

1月18日なんですけれども、委員の方から出されていた提案を受けておりました、任意で屋台の視察をしようという事について、私ども視察を5名で行っております。そこで審査部会で共有された主な意見、それから感想をちょっとだけ紹介させていただければと思います。

トイレについてなんですけど、周辺施設に共用してもらい、工夫して対応していくこ

とが良くわかったという意見がございました。

それからオープン前から客が待っていた屋台もあり、場所が全てだというような意見もあったんですけどもそうではなくて、屋台に客がついているというそういった事例もよく分かったという話がありました。

それから、清潔感があり新しい文化を作っている、周辺の屋台にも良い影響を与えていると感じたというような意見もありました。

それから、子どもと一緒にでも入れるというようなそういう感じを受けたというようなことでした。

それから屋台営業は、通常店舗よりも体力的にきついという話も屋台営業者の方から聞かれておりました。

それから、アルバイトの採用に苦労しているというような話も出ておまして、今後どうそれを考えていくかというようなことは出てくるかと思っております。

全体的に見ると、明るく清潔感があるという印象を持った委員が多くて、設営、撤去などの苦労はありながらも、新しい屋台文化を作っていこうと、そういう営業者の姿勢が感じられたというふうに思っています。私からの報告は以上です。

(委員長)

補足する方はいますか。大丈夫ですか。

(委員)

今、回った時点で規則はどうですかとかはちょっと言いにくいんですが、回って裏側の方の調理する所がちょっと狭い。30cm くらい広く確保してほしいという意見もありましたけどね。

それについても良いんじゃないかなろうかと、机が重なっているような形になっていきますので、そのことはちょっと緩めてもいいんじゃないかと、勝手に言っておきました。

(委員長)

ここの選定委員会というのは条例規則に基づいて運営しておりますので、今のご意見というのは条例なり規則を変えていかなないことには対応できないところでございます。

そういう意味では議員の皆さまに、ぜひともそういうところで議会でしっかり話していただいて、先生達の方から検討していただければありがたいなと思います。

私たちの委員会の最後に、申し送りではないですけども、こういうことを検討してほしいといったことも言いたいというふうに思っていますので、最終の委員会の時に皆さん方が思っていることも全て出していただいて、次の任期の委員に引き継ぎたいというふうに思います。

今日用意しております議事につきましては全て終了いたしましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。

(事務局)

皆さまお疲れ様でした。

本日はご多忙のところ、また夕方の遅い時間にも関わらずご審議いただき、誠にありがとうございます。

先ほどの屋台の視察のご報告もあったんですけども、今回公募で選ばれた屋台も現在営業している屋台と同様に、市民や観光客の皆さまに愛される屋台となることを願っております。

委員の皆さまには書類審査、面接審査とご負担をかけることとなりますが、皆さまがスムーズに審査を行えるよう、事務局としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。